

管理委託範囲選択区分（演奏権分野）
の運用に関するガイドライン

2021年10月1日 発行
一般社団法人 日本音楽著作権協会

JASRAC[®]

はじめに

〔本ガイドラインの目的〕

本ガイドラインは、管理委託契約約款（以下「約款」といいます。）に定める管理委託範囲選択区分のうち、日本国内における演奏権分野の運用の詳細について定めるものです。「演奏権分野に含まれる各区分を除外すると、どのような利用態様が非管理となるのか」を示すことで、委託者のみなさまが管理委託範囲の適切な選択を行えるようにすることを目的としています。

〔本ガイドラインの構成〕

各区分に関する解説に先立ち、まず、演奏権分野における主な利用行為と管理委託範囲の選択の仕組みについて解説します。

その上で、演奏権分野の三つの区分の定義や、それぞれの区分を管理除外すると、どのような利用態様が非管理となるかについて説明します。

最後に、委託者のみなさまが適切な選択を行うための参考となる約款の規定や制度について説明します。

目次

| | |
|-------------------|----|
| 1 演奏権分野における主な利用行為 | 2 |
| 2 管理委託範囲の選択の仕組み | 3 |
| 3 演奏権分野の3区分の具体的内容 | 4 |
| 4 委託者の意思に基づく管理の制限 | 10 |
| 5 管理委託範囲変更に関するご案内 | 11 |

1 演奏権分野における主な利用行為

日本国内において J A S R A C が管理を行う演奏権分野には、演奏権のほか、上演権、上映権、公衆送信権、伝達権、口述権と、著作権法で定義されている様々な権利に係る著作物の利用行為が含まれます。

このうち、後述する演奏権分野の三つの区分には、以下の二つの利用行為が特に関係します。

① 著作物の演奏

著作物（歌詞や楽曲）を、**楽器を用いて演奏したり歌唱したりすること**をいいます。ここでいう演奏には、生演奏だけでなく、**C D などの録音物を再生すること**も含まれます。

② 著作物の上映・伝達

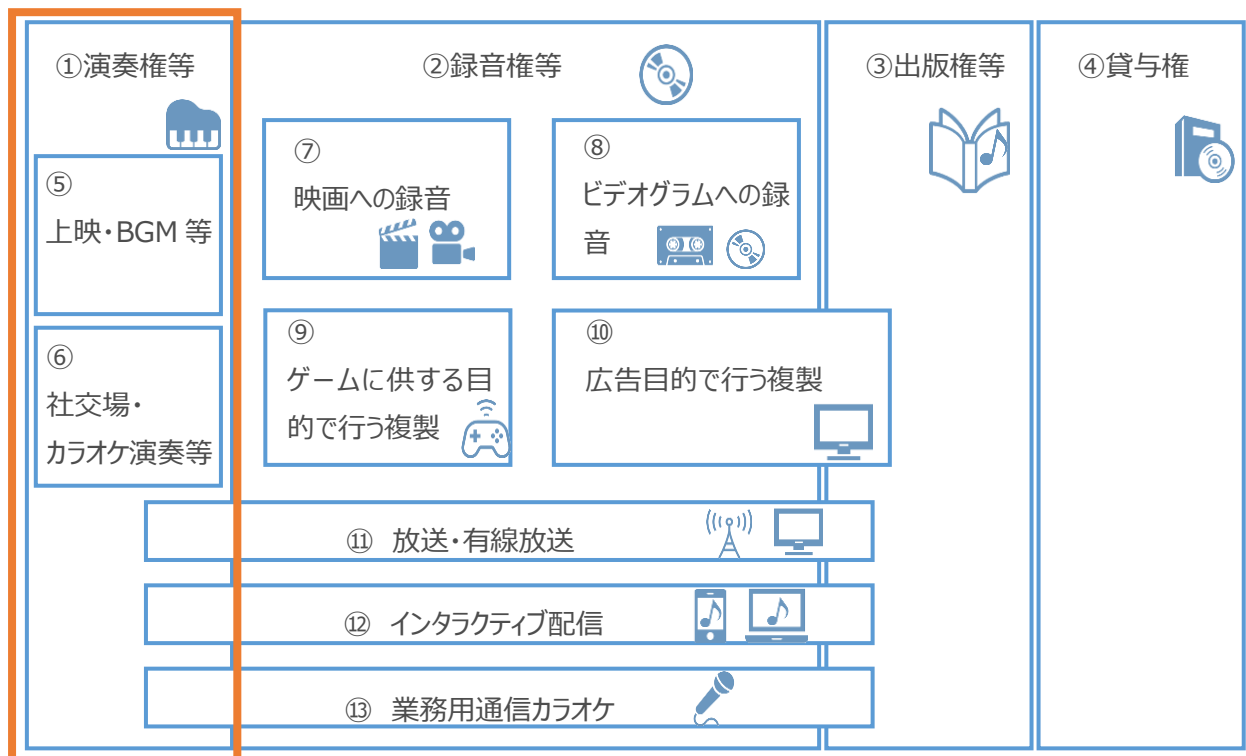
「上映」とは、**著作物（歌詞や楽曲）をスクリーンに映写したりディスプレイに表示することにより見せ又は聞かせること**をいいます。ただし、公衆送信（放送や有線放送、インターネット配信など）されるものは除きます。

これに対して、「伝達」とは、**公衆送信される著作物（歌詞や楽曲）を、受信装置を用いて直接的に・そのまま見せ又は聞かせること**をいいます。例えば、インターネット配信された音楽を店頭で受信し、同時にそのまま再生する行為は「伝達」となります。

2 管理委託範囲の選択の仕組み

2021年の約款改正に伴い、2022年4月1日から施行される新しい約款における管理委託範囲の選択区分は、以下のとおりとなります（①演奏権等の区分の中に⑤上映・BGM等と⑥社交場・カラオケ演奏等の2区分が新設されました。）。

別表第1（第6条関係）



委託者のみなさまは、この表の①から⑬までの13個の区分を単位として、「JASRACに管理委託しない」という選択（管理委託範囲からの除外の選択）をすることができます。

この表の見方ですが、13個のピースによってできているパズルだと思って御覧ください。13個のピースが全部はまっている状態を出発点として、JASRACに管理させたくない部分のピースを取り外していく（管理委託範囲から除外していく）イメージです。

もちろん、**全ての区分についてJASRACに管理委託していただける場合には、このような選択（管理委託範囲からの除外の選択）をする必要は一切ありません。**

この選択は、毎年4月1日付けで変更することができます。

3 演奏権分野の3区分の具体的内容

① 演奏権等

演奏権、上演権、上映権、公衆送信権、伝達権及び口述権（いずれも⑤、⑥及び⑪から⑬までに規定する利用形態に係る権利を除く。）によって構成される区分である。

〔対象となる利用態様の例〕

- ・ コンサート、発表会における演奏
- ・ レビューショー、アイススケートショーにおける演奏
- ・ 体操競技、ダンス競技会における演奏
- ・ フィットネスクラブやカルチャーセンターにおける演奏
- ・ 楽器教室やボーカルレッスンにおける演奏（※1）
- ・ ホール型ライブハウスにおける演奏（※2）
- ・ ライブビューイング（生中継）（※3）

この区分（①演奏権等）を管理委託範囲から除外すると、上記のような利用態様が JASRAC 非管理となります。

〔演奏権等に関する補足説明〕

「①演奏権等」は、各種催物（イベント）での演奏利用等（BGM 利用を除く。）を中心とした区分です。

また、「⑤上映・BGM等」「⑥社交場・カラオケ演奏等」に含まれない利用も、この区分に含まれます。

※1 カラオケ機器を用いて歌唱指導を行う「カラオケ教室」は、この区分ではなく、「⑥社交場・カラオケ演奏等」に含まれます。

※2 「ホール型ライブハウス」とは、客に音楽を聞かせることを目的とする施設（いわゆるライブハウス）のうち、ライブ観覧スペースにいる客に対して食事の提供をしない施設を

います。このような施設では、多くの場合、客はライブ観覧料（ライブチケット代）の他にワンドリンク代のみ支払うことでライブ観覧を行うことができます。この条件に当てはまる施設は、会場のキャパシティが小さくても、「ホール型ライブハウス」となります。

※3 「ライブビューイング（生中継）」とは、他会場での公演が**生中継で提供**されるものをいいます。

⑤ 上映・BGM等

次に掲げる利用行為を対象とする区分である。

- イ 著作物の上映（⑥又は⑪に該当するものを除く。）
- ロ 著作物の演奏又は伝達（いずれも遊技機を用いて行われるもの又はBGM（背景音楽をいう。）の用に供するために行われるものに限り、⑪に該当するものを除く。）

〔対象となる利用態様の例〕

- ・ 映画館等における**映画の上映**
- ・ イベント、街頭ビジョン、デジタルサイネージ、店舗等における**ビデオグラム**の上映
- ・ **ライブビューイング（録画）**（※4）
- ・ **遊技機（パチンコやパチスロなど）を用いた演奏・上映・伝達**
- ・ 店舗（飲食店、理美容店など）、イベント等における**有線音楽放送、録音物等を用いたBGM演奏・伝達**

この区分（⑤上映・BGM等）を管理委託範囲から除外すると、上記のような利用態様がJASRAC非管理となります。

〔上映に関する補足説明〕

「**著作物の上映**」とは、著作物（歌詞や楽曲）を**ディスプレイに表示することなどにより見せ又は聞かせる「上映」**による利用（⑥に該当するカラオケ機器による上映を除く。）が対象となります。

なお、例えば、街頭ビジョンにおいて**映像コンテンツ（録画物）に含まれる音楽が再生さ**

れる場合、ビジョンの仕組み等により、著作物が「伝達」されるのか「上映」されるのか違いが生じますが、外形上これを判別することは困難であるため、映像コンテンツ（録画物）に含まれる音楽著作物が「伝達」される場合であっても、**視聴覚上の効果が同一である場合にはこの区分に含まれます。**

※4 「ライブビューイング（録画）」とは、公演を録画して時間差をおいて提供されるものをいいます。

〔BGM に関する補足説明〕

「BGM の用に供するために行われる演奏・伝達」（BGM 演奏・伝達）とは、有線音楽放送、録音物等を用いて、音楽を「背景的に」利用することをいいます。

ただし、以下のアからウまでのいずれかに該当する利用に関しては、「背景的な利用」とはいえないため、この区分（「⑤上映・BGM等」）には含まれません。アからウまでに該当する利用は、後述の社交場で行われる場合には「⑥社交場・カラオケ演奏等」に該当し、それ以外の場合は「①演奏権等」に含まれます。

ア 時機を伴う利用

☞ 必要なタイミングで音楽を流すこと。例えば、駅の発車メロディなど

イ 広告・宣伝を伴う利用

☞ 例えば、音響機器販売における試聴に音楽を利用する場合など

ウ 楽器の自動伴奏による利用

☞ 自動ピアノによる演奏など

⑥ 社交場・カラオケ演奏等

次に掲げる利用行為を対象とする区分である。

- イ 社交場の事業の用に供するために行われる著作物の演奏又は伝達（いずれも⑤□に該当するものを除く。）
- ロ カラオケ伴奏の用に供するためにカラオケ機器を用いて行われる著作物の演奏、上映又は伝達及びカラオケ伴奏による歌唱（いずれも⑪に該当するものを除く。）

〔対象となる利用態様の例〕

次のような施設における演奏・伝達

- ・ レストラン
- ・ ライブハウス（※5）
- ・ 旅館やホテルの宴会場
- ・ ダンス教授所

次のような施設・イベントにおけるカラオケ機器を用いた演奏・伝達・上映

- ・ カラオケボックス
- ・ カラオケスナック
- ・ カラオケ大会
- ・ カラオケ教室（※6）

この区分（⑥社交場・カラオケ演奏等）を管理委託範囲から除外すると、上記のような利用態様が JASRAC 非管理となります。

〔社交場に関する補足説明〕

社交場とは、ライブハウス、キャバレー、ディスコ、バー、スナック、旅館その他設備を設け客に飲食又はダンスをさせる営業を行う施設のことをいいます。このような客に飲食又はダンスをさせることを目的とした施設（建物）の『事業の用に供するために』、つまり『施設自身の営業の一環として』音楽を演奏又は伝達利用する場合は、この区分に含まれます。

※5 ※2 に記載のとおり、ホール型ライブハウス（ライブ観覧スペースにいる客に対して食事の提供をしない施設）は①演奏権等に含まれるため、⑥社交場・カラオケ演奏等

に含まれる「ライブハウス」からは除きます。

〔カラオケ機器を用いた演奏等に関する補足説明〕

カラオケ機器を用いて行われる利用が対象となります。カラオケ機器が常設された施設での利用のほか、カラオケ大会のような、カラオケ機器を用いた単発の催物も、この区分に含まれます。

※ 6 「カラオケ教室」とは、歌謡教室のうち**カラオケ機器を用いて**歌唱指導が行われるものをいいます。

三つの区分に関する主な利用態様の例まとめ

① 演奏権等

- コンサート、発表会における演奏
- レビューショー、アイススケートショーにおける演奏
- 体操競技、ダンス競技会における演奏
- フィットネスクラブやカルチャーセンターにおける演奏
- 楽器教室、ボーカルレッスンにおける演奏
- ホール型ライブハウスにおける演奏
- ライブビューイング（生中継）

下記⑤⑥に含まれない利用

⑤ 上映・BGM 等

- 映画館等における映画の上映
- イベント、街頭ビジョン等におけるビデオグラムの上映
- ライブビューイング（録画）
- 遊技機（パチンコやパチスロなど）を用いた演奏・上映・伝達
- 店舗（飲食店、理美容店など）、イベント等における有線音楽放送、録音物等を用いた BGM 演奏・伝達

⑥ 社交場・カラオケ演奏等

- レストラン、ライブハウス、旅館の宴会場における演奏・伝達
- ダンス教授所における演奏・伝達
- カラオケボックス、カラオケ教室等におけるカラオケ機器を用いた演奏・伝達・上映

4 委託者の意思に基づく管理の制限

J A S R A Cに演奏権分野の管理を委託した場合であっても、委託者の意思に基づいて、**J A S R A Cによる管理（使用料の請求等の権利行使）を制限することができる**ケースがあります。以下では、その具体例について紹介しますので、演奏権分野の管理委託範囲の選択に当たり、ご参照ください。

① 自身が作詞又は作曲した作品を自ら利用すること

作品の**プロモーションを目的として対価を得ずに利用する場合や、一定の規模の範囲内の催物において利用する**場合は、利用の前に届け出ること、J A S R A Cに著作物**使用料を支払うことなく、自身の作品を自ら利用することができます**（約款17条1項）。

詳細な条件や届出方法に関しては、**各支部までお問い合わせください。**

各支部お問い合わせ先（以下 URL をご参照ください）

https://www.jasrac.or.jp/news/pdf/shibu_mail_210120.pdf

② 第三者からの依頼による書き下ろし作品の利用

広告、劇場用映画、ゲーム、演劇、ミュージカル、公益事業などで利用することを目的として、第三者から依頼を受けて**書き下ろした作品（委嘱作品）**については、あらかじめ届け出ること、依頼主が行う利用の一部について、J A S R A Cの著作物**使用料を免除することができます**（約款17条2項）。

免除することができる範囲や届出方法に関しては、**資料部までお問い合わせください。**

資料部お問い合わせ先（メールアドレス）：shiryo-contact@jasrac.or.jp

③ タイアップにおける利用

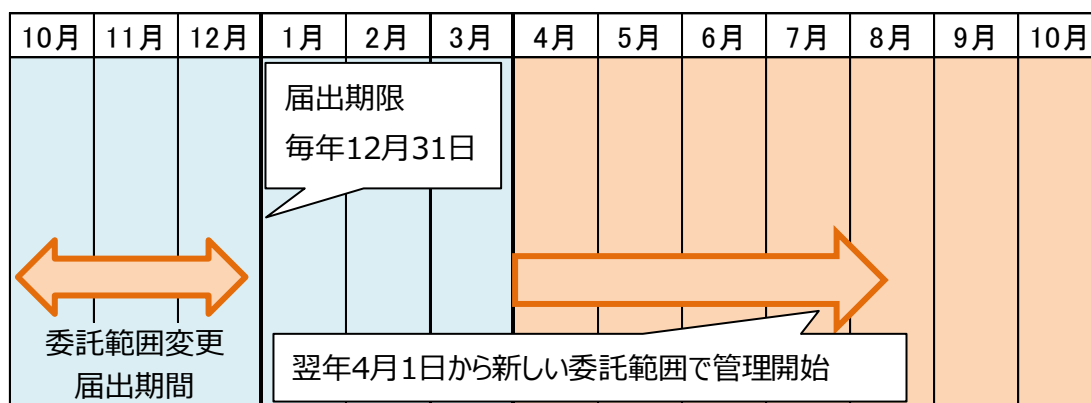
作品の認知度を高めることを目的として、**新曲を、広告する商品・サービス又は劇場用映画とタイアップして利用する**場合は、あらかじめ届け出ること、広告主や映画製作者が行う利用の一部について、J A S R A Cの著作物**使用料を免除することができます**（約款17条3項及び4項）。

免除することができる範囲や届出方法に関しては、**資料部までお問い合わせください。**

資料部お問い合わせ先（メールアドレス）：shiryo-contact@jasrac.or.jp

5 管理委託範囲変更に関するご案内

委託者のみなさまは、毎年12月31日までに所定の手続きを取ることで、翌年4月1日以降の管理委託範囲を変更することができます。変更することができるのは、1年に1回のタイミングのみになりますので、ご注意ください。



管理委託範囲の変更にあたっては、特に以下の点にご留意ください。

① 演奏権に関連する三つの区分の選択方法について

- ☞ 前記3で解説した演奏権分野に関連する「①演奏権等」「⑤上映・BGM等」「⑥社交場・カラオケ演奏等」の三つの区分は、それぞれ単独で管理委託範囲から除外するか否かを選択することができます。特段選択をしなければ、全ての区分が管理対象となります。

② 音楽出版者と著作権譲渡契約を締結している作品について

- ☞ 著作者のみなさまが、自身の管理委託範囲を変更した場合であっても、音楽出版者と著作権譲渡契約を締結している作品については、その音楽出版者から JASRAC に届出られた管理委託範囲で管理を行います（それらの作品の管理委託範囲は、変更されません）。

③ 新しい管理委託範囲に基づく使用料等の分配について

- ☞ 前述のとおり、新しい管理委託範囲での管理は4月1日からとなります。

他方で、利用者から支払われた使用料を委託者の皆さまに分配するまでには、通常数か月を要することから、利用分野によって違いはありますが、**最短で9月分配から新しい管理委託範囲に基づく分配となります**ので、あらかじめご了承ください。

管理委託範囲の変更に関する詳細や、具体的な届出書類の請求等に関しては、**会務部までお問い合わせください。**

会務部お問い合わせ先（メールアドレス）：kaimu-contact@jasrac.or.jp